

○農地中間管理事業の実施に関する規程の変更の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 8 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構の事業規程の変更を次のとおり認可しました。

令和 5 年 7 月 31 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 農地中間管理機構の名称

公益社団法人神奈川県農業会議

2 認可年月日

令和 5 年 7 月 31 日